

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
5	畜産経営体の育成及び高品質畜産物生産の推進を図る。	補助	<p>【推進費】 1,000～5,000千円 (5/10以内)</p> <p>【施設整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4.5/10以内 うち機械3/10以内) ※ ・中山間地域 1,000～50,000千円 (5/10以内 うち機械1/3以内) ※ 家畜衛生・防疫施設 整備は、500～50,000 千円</p> <p>【基盤整備】 ・一般地域 3,000～50,000千円 (4/10以内)</p> <p>・中山間地域 1,000～50,000千円 (4.5/10以内)</p>	<p>国際化及び産地間競争に対応した活力ある畜産経営体の育成、産地の基盤強化のために必要な施設の整備等</p> <p>ア 自給飼料生産基盤等整備</p> <p>イ 未利用資源等の飼料化に必要な施設整備</p> <p>ウ 家畜管理施設整備</p> <p>エ 家畜衛生・防疫施設整備</p> <p>オ 集出荷処理施設整備</p> <p>カ 公共牧場機能向上のための整備</p> <p>キ 公共牧場等において、家畜ふれあいの場の提供に必要な施設整備等</p> <p>ク 受精卵移植等に必要な施設整備</p> <p>ケ 供卵牛の導入</p> <p>コ 受精卵移植等技術実証委託</p> <p>サ その他必要と認められる施設整備</p>	<p>・市町村</p> <p>・農業法人</p> <p>・農業者等の組織する団体</p> <p>・農業協同組合</p> <p>・農業協同組合連合会</p> <p>・土地改良区</p> <p>・第3セクター</p> <p>・畜産に係る事業協同組合</p>

採択基準
<p>1 畜産の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。</p> <p>2 水田飼料作物利用を主目的とする自給飼料生産施設導入については、水田収益力強化ビジョン等に位置づけられていること。</p> <p>3 公共牧場機能向上のための整備に係る「まき牛」は基本登録牛で審査得点83点以上のもの又は、将来基本登録がとれる見込みがあり、父牛83点以上、母牛81点以上のものであること。</p> <p>4 大家畜に係る事業を実施する場合には、飼料自給率向上計画を策定すること。 なお、以下の取組から事業主体の実情に応じて達成可能なものの計画を策定すること。</p> <p>(1) 飼料作物生産を通じた取組</p> <p>ア 飼料作付面積の拡大</p> <p>イ 飼料作物の生産性向上</p> <p>ウ コントラクター機能の強化</p> <p>エ その他</p> <p>(2) その他の取組</p> <p>ア 公共牧場及び放牧場の利用促進</p> <p>イ 県産稲わらの利用促進</p> <p>ウ 食品残さ等の未利用資源の飼料化及び給与</p> <p>エ その他</p> <p>5 供卵牛導入の要件</p> <p>(1) 乳用牛：本牛または母牛の泌乳能力が10,000kg以上あって、生後月齢が36か月齢以内であること。</p> <p>(2) 肉用牛：母牛の登録審査得点が81点以上又は脂肪交雑の育種評価がAランク以上であり、父牛の登録審査得点が83点以上又は脂肪交雑の育種評価がAランク以上である36か月齢以内の雌牛であること。</p> <p>6 受精卵移植技術実証</p> <p>(1) 採卵技術実証：実証委託経費 1頭当たり80千円以内</p> <p>(2) 移植技術実証：実証委託経費 1頭当たり30千円以内</p>

種目	細目(目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲(補助率)	支援内容	事業主体(借受者)
5 畜産振興促進		リース	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 1,000～30,000千円(3/10以内)※  ・中山間地域 1,000～30,000千円(1/3以内)※  ※ 家畜衛生・防疫機械整備は、500～30,000千円	国際化及び産地間競争に対応した活力ある畜産経営体の育成、産地の基盤強化のために必要なリース用機械・施設の整備  ア 自給飼料生産機械等整備  イ 未利用資源等の飼料化に必要な機械整備  ウ 家畜管理機械整備  エ 家畜衛生・防疫機械整備  オ 集出荷処理機械整備	・農業協同組合 ・民間リース会社 ・第3セクター  (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、第3セクター)
			<b>【施設整備】</b> ・一般地域 1,000～30,000千円(4.5/10以内うち機械3/10以内)  ・中山間地域 1,000～30,000千円(5/10以内うち機械1/3以内)	カ パイプハウス等畜舎及びその附帯設備  キ パイプハウス等自給飼料保管施設  ク 受精卵移植等に必要な機械整備  ケ その他必要と認められる機械整備	

採 択 基 準
1 畜産の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。  2 水田飼料作物利用を主目的とする自給飼料生産機械・施設導入については、水田収益力強化ビジョン等に位置付けられていること。  3 大家畜に係る事業を実施する場合には、飼料自給率向上計画を策定すること。 なお、以下の取組から事業主体の実情に応じて達成可能なものの計画を策定すること。 (1) 飼料作物生産を通じた取組 ア 飼料作付面積の拡大 イ 飼料作物の生産性向上 ウ コントラクター機能の強化 エ その他 (2) その他の取組 ア 公共牧場及び放牧場の利用促進 イ 県産稲わらの利用促進 ウ 食品残さ等の未利用資源の飼料化及び給与 エ その他  4 パイプハウス等畜舎の定義等 (1) 導入に当たっては、その内部で家畜飼育を目的とする場合のみとし、移動可能なもので簡易な組立式又は据置式とする。 なお、鉄骨ハウスは含まない。 (2) 附帯設備の範囲 飼育柵、飼槽、飲水機、換気扇、その他必要と認められるもの。 (3) 被覆資材には、原則として耐久性のあるものを使用すること。  5 パイプハウス等自給飼料保管施設の定義等 (1) 導入に当たっては、その内部で稲わら等の自給飼料の保管を目的とする場合のみとし、移動可能な簡易な組立式又は据置式とする。 なお、鉄骨ハウスは含まない。 (2) 被覆資材には、原則として耐久性のあるものを使用すること。